

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の改正に関する 消費者委員会への諮問について

令和 3 年 12 月
消費者庁取引対策課

1. 諮問の経緯

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号。以下「預託法」という。）の改正（以下単に「令和 3 年改正」という。）に基づき、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 340 号。以下「預託法施行令」という。）を改正することから、預託法施行令の規定の改廃に関する諮問を行う。

（※）預託法施行令の改正は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案において行うことを予定している。

2. 諮問事項の説明

現行の預託法においては、同法第 2 条第 1 項（第 1 号及び第 2 号）、同条第 2 項、第 4 条（第 1 項及び第 2 項）、第 10 条第 1 項の規定に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問するとされている。今般の預託法施行令の改正のうち、これらの規定に基づくものに関し、以下において、現行の預託法施行令の条項ごとにその改廃の内容を説明する。

（1）第 1 条第 1 項の廃止（預託法第 2 条第 1 項第 1 号関係）

現行の預託法の規制の対象となる物品については、政令で定める物品（具体的には、貴金属等の特定商品）とされている。令和 3 年改正において、預託法の規制の対象が（特定商品のみならず）あらゆる物品とされることから、特定商品の内容を規定する第 1 条第 1 項を廃止する。

（2）第 1 条第 2 項の改正（預託法第 2 条第 1 項第 2 号関係）

現行の預託法の規制の対象となる施設利用権については、施設の利用に関する権利であって政令で定めるもの（具体的には、ゴルフ場を利用する権利等）とされている。過去の消費生活相談における事案も踏まえ、エステティックを行う施設を利用する権利を追加する改正を行う。

（3）第 2 条の改正（預託法第 2 条第 2 項関係）

現行の預託法の規制の対象となる預託等取引業者については、他の法律の規定でこれにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける

者として政令で定めるもの（具体的には、銀行、信用金庫、信用協同組合、第1種金融商品取引業者、証券金融会社等）を除外することとされている。

令和3年改正において、預託法の規制の対象となる権利の範囲が拡大（具体的には、物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利が追加）されることを踏まえ、資金決済法（平成21年法律第59号）第2条第1項に規定する前払式支払手段発行者及び同法第2条第8項に規定する暗号資産交換業者を除外の対象に追加する。

（4）第3条第1項の改正（預託法第4条第1項関係）

現行の預託法においては、預託等取引契約の締結等についての勧誘をするときには、政令で定める事項（具体的には、特定商品の価額）の不実告知等を行うことが禁止されている。

令和3年改正において、販売を伴う預託等取引を原則として禁止するなど預託法の規制が強化されることも踏まえ、不実告知等の禁止の対象事項を追加する。具体的には、①預託等取引契約によって供与される財産上の利益の金額、②預託等取引契約の解除に関する事項などを追加する。このほか、令和3年改正に伴う所要の文言の整理を行う。

（5）第3条第2項の廃止（預託法第4条第2項関係）

現行の預託法においては、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもって、政令で定める事項（具体的には、特定商品の価額）の不実告知を行うことが禁止されている。

令和3年改正において、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもって、不実告知を行うことのみならず、故意の事実不告知を行うことも禁止した上で、預託法第4条第2項が同条第1項に統合されることから、当該不実告知の禁止の対象事項を規定する第3条第2項を廃止する。

（6）第4条の廃止（預託法第10条第1項関係）

現行の預託法においては、預託等取引業者等（具体的には、預託等取引業者又は勧誘者）に対し、報告徴収を求めることができる事項を政令で定めている。

令和3年改正において、預託等取引業者等のみならず、密接関係者を報告徴収の対象に加えた上で、政令委任を廃止し、預託等取引に関する業務及び預託等取引の対象とする物品等の販売に関する業務の全般につき、報告徴収を求めることができることとされることから、報告徴収の対象事項を規定する第4条を廃止する。

3. 今後の予定

諮問に対する答申をいただければ、以下のとおり進めることを想定している。

- ・ 令和3年12月下旬 政令案（預託法施行令等の改正）の閣議決定
- ・ 令和4年6月 1日 令和3年改正法の施行

<参照条文>

○特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）
（消費者委員会への諮問）

第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「前払式支払手段発行者」とは、第三条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。

2～4 （略）

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 （略）

7 この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう。

一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。

四 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

8 この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。